い入れた者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合から中途採用率を減じて得た割合に係る職業安定局長が定める目標を達成したもの（当該計画期間に、中途採用計画に基づき職業安定局長が定める要件に該当する者を中途採用により二人以上雇い入れた事業主に限る。）であること。

(ii)　（略）

ハ～ホ　（略）

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、当該イ又はロに定める額

イ　前号ロ(2)(i)に該当する事業主（同号ロ(2)(ii)に該当しないものに限る。次項において同じ。）　前号ロ(2)(i)の職業安定局長が定める目標の達成度に応じて五十万円又は七十万円）

ロ　（略）

3　事業主が、前項第一号ロ(2)(i)に該当することにより中途採用拡大コース奨励金の支給を受け、かつ、計画期間の初日の前日までに、一般被保険者等を中途採用により雇い入れたことがない場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号イに定める額に加え、十万円を支給するものとする。

4　事業主が、第二項の中途採用拡大コース奨励金の支給を受け、かつ、生産性要件に該当する場合にあつては、同項第二号に定める額に加え、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額を支給するものとする。

一　第二項第二号イの支給を受けた事業主　二十五万円

二　第二項第二号ロの支給を受けた事業主　三十万円

5・6　（略）

7　ＵＩＪターンコース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　移住者（認定地域再生計画（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。第百十二条第二項第四号イにおいて同じ。）に記載されている同法第五条第四項第一号イに規定する事業（同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に限る。）として地方公共団体が支給する移住に係る支援金の支給を受けた者（新規学卒者等を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）の募集及び採用に関する計画（ロ及び次号において「移住者採用計画」という。）を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

ロ～ヘ　（略）

二　（略）

（地域雇用開発助成金）

第百十二条　（略）

2　地域雇用開発コース奨励金は、第一号から第四号までのいずれかに該当する事業主に対して、第五号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主（次号から第四号までに掲げる事業主を除く。）であること。

イ・ロ　（略）

ハ　対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島地域等を管轄する職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合から中途採用率を減じて得た割合に係る職業安定局長が定める目標を達成したもの（当該計画期間に、中途採用計画に基づき職業安定局長が定める要件に該当する者を中途採用により二人以上雇い入れた事業主に限る。）であること。

(ii)　（略）

ハ～ホ　（略）

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、当該イ又はロに定める額

イ　前号ロ(2)(i)に該当する事業主（同号ロ(2)(ii)に該当しないものに限る。）　五十万円

ロ　（略）

（新設）

3　前項の中途採用拡大コース奨励金の支給を受け、かつ、生産性要件に該当する場合にあつては、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額を支給するものとする。

一　前項第二号イの支給を受けた事業主　二十五万円

二　前項第二号ロの支給を受けた事業主　三十万円

4・5　（略）

6　ＵＩＪターンコース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　移住者（認定地域再生計画（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載されている同法第五条第四項第一号イに規定する事業（同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に限る。）として地方公共団体が支給する移住に係る支援金の支給を受けた者（新規学卒者等を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）の募集及び採用に関する計画（以下この項において「移住者採用計画」という。）を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

ロ～ヘ　（略）

二　（略）

（地域雇用開発助成金）

第百十二条　（略）

2　地域雇用開発コース奨励金は、第一号から第三号までのいずれかに該当する事業主に対して、第四号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主（次号及び第三号に掲げる事業主を除く。）であること。

イ・ロ　（略）

ハ　対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島地域等を管轄す